

平成27年度

補助金名：新規就農支援金補助金

評価表

NO. 25

所管部課名	農林水産部農政課							
事務事業名	新規就農確保事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、新規就農支援金補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成27年度 予算額	3,750 千円	国県支出金 千円	その他 千円	一般財源 3,750 千円				
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	申請者数（人/年）		2	平成32年度				
成果指標②								
補助対象者	薩摩川内市農業公社研修生で、青年就農給付金事業（準備型）給付金の給付が出来ないもの							
補助対象経費	研修期間中の生活費							
補助対象事業・活動の内容	薩摩川内市農業公社が実施する研修事業を受講する者に対して生活費を助成する。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	125千円/月、年間150万円以内、ただし夫婦で研修する場合、夫婦合わせて年間225万円以内							
上記項目の積算方法	国庫事業である青年就農給付金事業（準備型）と同額（150h/月×833円/h≒125千円）							
補助を受ける事業（団体）等の 過去3年分の決算状況	項目		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	1,200,000	100.0%	2,125,000	100.0%	3,375,000	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
	計	1,200,000	100.0%	2,125,000	100.0%	3,375,000	100.0%	
	支出	事業費	1,200,000	100.0%	2,125,000	100.0%	3,375,000	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
			0.0%		0.0%		0.0%	
（翌年度繰越金）			0.0%		0.0%		0.0%	
計	1,200,000	100.0%	2,125,000	100.0%	3,375,000	100.0%		
支出計/前年度支出計				177.1%		158.8%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%		
交付件数		2		2		3		
成果指標の推移①		2		2		3		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	農業研修期間中の生活費の支援については、平成24年度以降、国が青年就農給付金事業（準備型）を創設し、就農時の年齢が45歳未満のものに対して、給付することが出来ることになった。 本事業は、青年就農給付金事業（準備型）の給付が出来ないものを対象としている。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域の担い手が確保できることで、食料の安定供給、農村環境の保全、地域の活性化が図られるため
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①担い手の確保は早急な課題であるため ②就農しても初期投資から農業経営が安定するまでには、年数を要することより、研修期間中の生活費の支援が必要であるため
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	農家が減少する中、担い手農家の確保や安定した食糧供給、農地保全等が図られている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	要望に応じて事業を実施しているため、行政以外の者が行う方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	国が示した基準を準用している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられないなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	補助対象者は、研修期間中のみ給付を受けられる。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	農業は、地域に密着した職業であり、地域活動（環境保全作業等）を含め地域の活性化に貢献している。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	市事業の目的に該当するものを対象としており、市がその支援としてとして補助することは、妥当である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	対象経費は、補助事業要領に規定され、補助事業に合致し、妥当なものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	《今後の改革の方向性》 ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止	外部評価結果	《視点別評価》 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	《上記方向の理由》 農家の減少や高齢化など担い手不足が早急の課題となっており、優れた担い手の育成及び確保は農業の発展だけでなく地域社会の活性化を図る上で重要な課題となっている。		《今後の改革の方向性》 ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 拡大 ☐ 他の補助金と統合 ☐ 補助内容の改善 ☐ 縮小 ☐ 移管 ☐ 休止 ☐ 廃止
	《改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画》		《まとめ》

新規就農支援金補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる新規就農支援金補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の要件)

第2条 補助金に係る補助事業者等は、次の各号に定める要件を満たす者であつて、市税等の滞納がない者とする。

- (1) 本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力する者であること。
- (2) 薩摩川内市農業公社が実施する研修事業を受講する者又は薩摩川内市農業公社研修生として鹿児島県畜産試験場において研修を受講する者であること。
- (3) 本市に住所を有する者であること。ただし、鹿児島県畜産試験場において研修を受講する者はこの限りでない。
- (4) 第2号に定める研修終了後、速やかに就農するとともに、その後においても5年間就農することが見込まれる者であること。
- (5) 生活費の確保を目的とした国の事業による給付等を受けていない者であること。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、年間150万円以内とする。ただし、夫婦で研修（第2条第2号に定める研修をいう。以下単に「研修」という。）を開始する場合は、夫婦合わせて年間225万円以内とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に定める日は、研修を開始する概ね10日後までとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類
- (2) 誓約書（様式第1号）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とみとめる書類

(交付の基準)

第5条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該申請者が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でない認められる場合

(補助金の支払い)

第6条 補助金の補助事業者等への支払いは、毎月行うものとし、各補助事業者等は、各月ごとに研修等実施月報(様式第2号)を添えて補助金の支払いを請求するものとする。

2 市長は、補助事業者等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を停止するものとする。

- (1) 研修期間中に休学又は退学した場合
- (2) 当該補助事業者等が第2条の要件を満たさなくなった場合

(異動事項の届出)

第7条 補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、異動に関する届出書(様式第3号)を、速やかに市長に届出なければならない。

- (1) 研修期間中に休学又は退学した場合
 - (2) 補助事業者等又は連帯保証人の氏名又は住所に異動があった場合
- 前2号に掲げるもののほか、重要な事項に異動があった場合

(実績報告書)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の必要性、効果等について、補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第9条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 本市の新規就農者の数
- (2) 本市の新規就農者の各作物部会等の加入状況

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成２５年１０月１日から施行する。